

二宮ブランド認定審査会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、二宮ブランド認定審査会（以下、「審査会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、二宮ブランド推進協議会規約第9条に基づき、二宮ブランドの認定審査を行うことを目的として設置する。

(所掌事項)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、二宮ブランド認定要領に基づき、二宮ブランドの認定に関し必要な事項の審査を行う。

(組織)

第4条 本町の産業に関わる事業所、関係団体・機関及び一般町民の中から、本会の目的に賛同する者をもって構成する。ただし、商品の認定審査を受ける事業所及びその直接関係者、または認定商品を扱っている事業所及びその直接関係者は委員の資格を持たない。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

(役員及び職務)

第6条 審査会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、二宮ブランド推進協議会規約第9条第2項により選任された者とする。

3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の開催)

第7条 審査会の会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の専門家の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、二宮町都市経済部産業振興課において処理をする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。